

知れば知るほど! ナルホド金融経済 ファンドラップを考える

ファイナンシャルプランナー
松下 新



今急速に伸びているファンドラップ。平成25年にわずか1兆円だった残高も今や5兆円を突破、その勢いは伸びるばかりである。「貴方のスタイルに合わせ、貴方だけのためにプロが作ったポートフォリオで資産運用」と個人投資家の心をくすぐる投資一任契約のファンドラップ。今回は銀行、証券の世界に30年身を置いた者としての考えをまとめてみたい。なお、この商品の良し悪しの判断は読者に委ねるとし、事実(ファクト)のみ書き記すこととする。

ファンドラップが急成長した背景に森金融庁長官の存在があることを知る人は少ない。H25年森氏が金融検査局長に就任した際、金融モニタリングレポートを強化し、翌年からその内容を公表することになった。ここで森氏は金融機関の回転売買による収益体制(顧客に売買を繰り返させ販売手数料を稼ぐ営業体制)にメスを入れ、顧客の預かり資産残高により手数料を取る欧米型に大転換させたのである。

ところが低金利、株価の低迷で販売会社は円建て債券・株式からのリターンの限界を確認、外貨建て運用を増やす必要性が急増、顧客を安心して取込む工夫が必要となった。そこで、①プロが、②貴方のために、③貴方の考えに沿った運用方針で、④必要に応じて運用の中身を見直す、というサービスを強化し始めたのである。銘柄選択が不安な投資家にはファンドラップは救世主に映るのも当然であろう。

顧客に5~15程度のアンケート(質問)を行い、投資のプロがその結果に基づき顧客の投資に対する考え方、リスク許容度、投資期間等を総合的に判断し運用商品を決め運用してくれるというものだ。

しかし、正にここに最初の落とし穴がある。アンケート結果はマトリックスで数値化され、自動的に運用商品が決まる事を投資家は知らないのである。また、運用商品となっているファンドのほとんどが販売会社の系列ファンド会社のファンドであることも知らない。

手数料も注意が必要だ。表向きの安い報酬(手数料)は意味がない。回転売買ができなくなった今、安い手数料で販売会社が儲かるわけがないのである。実際には各ファンドの信託報酬、有価証券売買手数料、事務手数料等をばっちり取って穴埋めをしているのだが、営業は「その他手数料が少しかかります」などとしか言わない。「見直し」と称した銘柄変更は要注意なのである。

紙面の制約上いきなり結論になるが、従来からあるバランス型の投資信託に少しリスクを加えリート(不動産信託)を混ぜればかなり良いポートフォリオが組めるのだが、銘柄選択に不安な個人投資家は「プロからの自分だけのための助言」と勘違いし、有難くお金を払って聞いているのだ。

運用方針を変更し、自分で銘柄変更もできるファンドラップは出てこない、一任契約でなくなり手数料も取れないからだ。実はそれらを可能にしたのが変額保険であり、今後注目されるであろう事は自然の流れといえよう。



お子さんがいらっしゃるご夫婦の相続について

ファイナンシャルプランナー
深川 恵理子



配偶者(夫、妻)は必ず法定相続人になりますが、子供、父母、兄弟にはなれる順番が決まっており、順位が一番上の人しか相続人にはなりません。

- 第1順位・・・子供
- 第2順位・・・父母
- 第3順位・・・兄弟姉妹

つまり、お子さんがいらっしゃる場合は、

- ①配偶者(2分の1)+子ども(2分の1を分ける)
- ②配偶者がすでに亡くなっている場合は、子ども(人数で分ける)

また、たった1日でも婚姻期間があれば法定相続人として認められるのですが、内縁関係の場合は相続人には含まれません。そして、相続人になるには、配偶者以外は血のつながりが必要です。例外として、養子縁組の届出を出すことにより、養子は実子と同じように扱われます。また、血がつながっていても、正式な婚姻関係にない人との間の子は認知されていなければ法定相続人にならないので注意が必要です。なお、相続を放棄した人は初めから相続人でなかったものとされます。

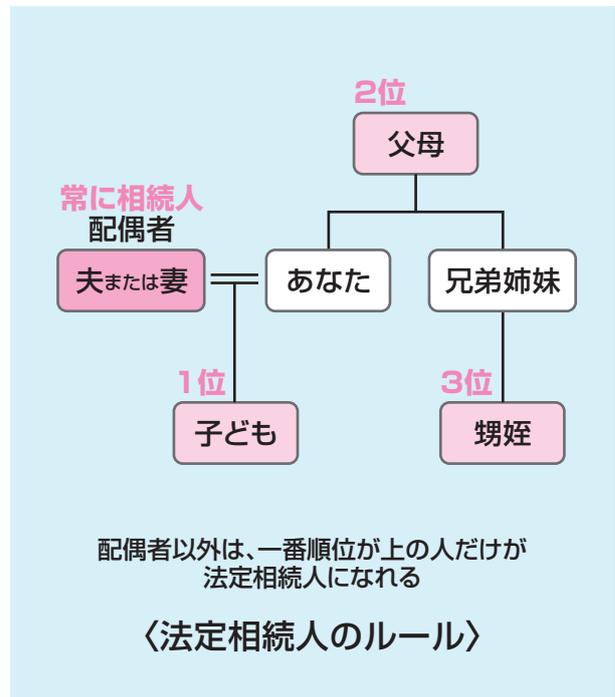
次に、お子さんがいらっしゃる場合は、

- ①配偶者(3分の2)+父母(3分の1)
- ②配偶者(4分の3)+兄弟姉妹(4分の1を人数で分ける)

夫が遺言をせずに亡くなったとすると、相続人は配偶者である妻と夫の父母、もしくは、妻と夫の兄弟姉妹(先に亡くなっている場合には甥や姪)となります。

実際に遺産分割協議では、仲がよくないかもしれない「嫁と姑」で話し合いをする可能性があります。また、仮に妻と夫の父母との人間関係が悪くなくても、夫の父母が熟年離婚をしている場合は、遺産分割協議は、妻にとってはかなり大変なことになります。さらに、夫の父母の片方もしくは双方が認知症になっていると、遺産分割協議にあたり家庭裁判所で成年後見人の選任手続きをしなければならぬこととなります。

すでに両親が亡くなっている場合は、妻は夫の兄弟姉妹全員と遺産分割協議をしなければなりません。ここでも人間関係の問題もありますが、それ以前に、夫の兄弟姉妹の人数が多い場合は、その住所を確認して連絡を取るだけでも相当苦労することになります。特に、夫の兄弟姉妹がすでに亡くなっていてその子(夫の甥姪)が代



襲相続人となっている場合には、さらに相続人の人数が増えることになります。

ところで、女性の平均寿命は87.05歳と男性80.79歳よりも長く、夫の方が妻よりも年上であることが多いため、妻の方が長生きする可能性が高くなります。しかし、自宅や預貯金などの財産のほとんどが夫名義になっている場合が多く、残された妻は夫の兄弟姉妹や甥姪と遺産分割協議をしないと、自宅を自分の名義にすることもできません。また、夫名義の預貯金が凍結されるので、これを解約や名義変更するにも同じく夫の兄弟姉妹や甥姪に所定の書類に署名押印をもらう必要があります。ここで全員の協力を得られなかったり、人数が多いために手続きに時間がかかったりすると、その間に残された妻は生活費を引き下ろすこともままならなくなります。

夫が妻のために「私が死んだら、私の全財産を妻に相続させる」という遺言をしておくとうまく防げることができます。そうすれば、兄弟姉妹には遺留分はありませんので、遺産分割協議をしなくても、妻は夫の全ての財産を相続できます。また、自宅の名義変更の際にも、自分の印鑑だけで手続きをすることができます。もちろん、どちらが先に亡くなるかわかりませんから、妻も同様の内容の遺言を用意しておくとい良いでしょう。何にしても、常日頃からご家族で将来について仲良く話しをしていきたいものですね。

保険がわかる! か・ん・た・ん・Lesson!

知っておきたい“生命保険料控除”の基礎知識

ファイナンシャルプランナー

堤 太郎



今年も気が付けば残すところ2か月足らずとなりました。1年経つのは本当に早いですね。毎年この時期には生命保険料控除に関するお問い合わせを多く頂きます。これから年末調整や確定申告の時期になりますので、内容の確認をおきましょう。

納税者が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に、定められた一定の所得控除を受けることができます。これが生命保険料控除の概要です。ここで注意しておきたいのが、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)と平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)では取り扱いが異なる点です。下の図のように旧契約では旧生命保険料控除と旧個人年金保険料控除、各々最大で5万円が控除され、合わせて最高10万円の控除となります。

新契約においては保険種類により控除の枠がより細かく分類され、控除額が各々最大で4万円、合わせて12万円の控除となります。

最高額の控除を受ける際の保険料は旧契約で年間10万円以上、新契約では年間8万円以上となります。もし新たな保険への加入を検討される場合、年間8万円の保険料を目安にすると上手く控除枠を活用できますから、是非参考にしてみてください。

最後に、旧契約と新契約の両方に加入されている場合の控除枠ですが、この場合はどちらか一方で計算するか、もしくは合算しても構いません。多く控除枠を使える方で計算をして申請することが可能です。

以上、生命保険料控除の確認でしたが、控除証明書が皆さんのお手元に届く頃です。年末調整や確定申告時に必ず必要となりますので、大切に保管ください。

適用限度額 12万円					
新契約	新生命保険料控除 (最高4万円) 遺族保障等	介護医療保険料控除 (最高4万円) 介護保障、医療保障	新個人年金保険料控除 (最高4万円) 老後保障等		
+		新契約と旧契約の両方について 控除の適用を受ける場合は合計で最高4万円	+		新契約と旧契約の両方について 控除の適用を受ける場合は合計で最高4万円
旧契約	旧生命保険料控除 (最高5万円) 遺族保障、介護保障、医療保障		旧個人年金保険料控除 (最高5万円) 老後保障等		

出典: 国税庁ホームページ

ラクラク「秋」大掃除計画!

クラーク

宮本 結衣



毎年悩まされる大掃除。年の瀬は、主婦にとってはただでさえ忙しいのに、新年の準備も重なり、何かと気持ちが焦る時期ですよ。この、ため息しかでない「大掃除」。最近では、秋に行うのが流行っているのをご存知でしょうか? 「秋の大掃除」にはたくさんのメリットがあるんです。



例えばエアコン。エアコン内部は暖かく、結露による湿気が多いため、ダニが好む場所だそうです。そんな環境下で、10週間で300倍にも繁殖したダニは、冬が近づき乾燥していくことでハウスダス

トとして舞ってしまいます。ですから、エアコン掃除は暖房を使用する前の時期、まさに「秋」の今がチャンスです。

他にも、キッチン周りの油は、気温が下がると固まって取れにくくなってしまいますので、固まってしまふ前の「今」こそ落とし時なんです。手が凍えるほど冷たく、罰ゲームのような「水仕事」や、換気の際に冬の冷たい空気が入ってくるのも「年末の大掃除が大変」と言われる原因ですよ。

お掃除のプロもオススメする「秋の大掃除」。これで今年はお掃除の悩みも解消です。



今年も大ブレイク中! 「ふるさと納税」

代表取締役
榎原 弘之



今年もあっという間に11月。お手元には生命保険料控除のご案内が届いたところでしょうか。合わせて知っておきたいお得な税額控除「ふるさと納税」。数年前から話題となり既に実施されている方もいらっしゃると思います。ふるさと納税というと「何か美味しいものがお返しに貰える制度」と認識している方もいます。今回はそんな「ふるさと納税」の経緯や制度の趣旨をお伝えしたいと思います。

「ふるさと納税」とは、新たに税を納めるものではなく、ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村)への寄付金です。個人が2,000円を超える寄付を行う時に、住民税(5,000円を超える部分)と所得税(2,000円を超える部分)から一定の控除を受けることができる制度。寄付先の「ふるさと」に定義はなく、出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が想う「ふるさと」を自由に選ぶことができます。つまり、納税者が税金の納付先や使い道を指定できる画期的な制度です。

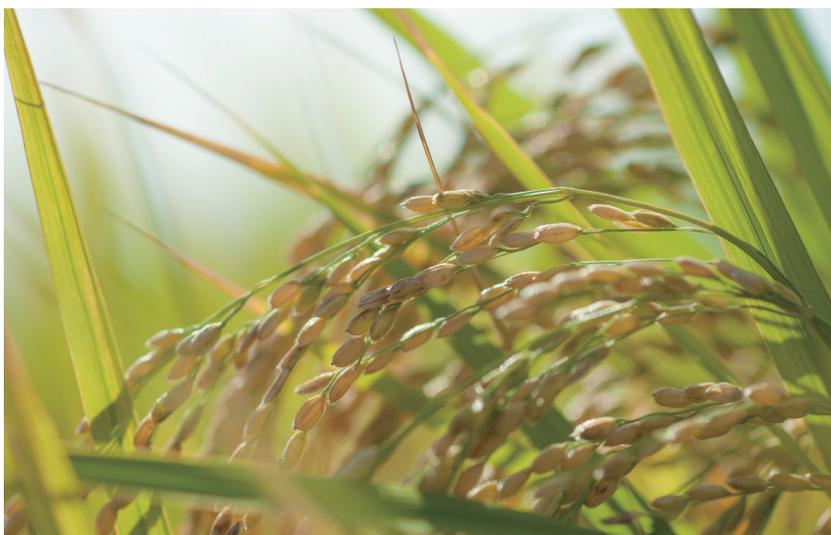
「ふるさと納税」創設の経緯

2007年サブプライムローンを発端としたアメリカの住宅バブル崩壊。そこから連鎖的にリーマンショック等を含む一連の国際的な金融危機。日本でも日経平均株価が暴落し、生命保険会社の大和生命保険が破綻しました。しかし、こうした中でも日本は「量的金融緩和」をせず、その結果、日本円に買いが集中し急激な円高となり

ました。ここから円高の時代が進んでいきます。では、地方の経済はどうだったのか。日銀の地域経済報告「さくらレポート」を見ると、「地域差はあるものの、全体として緩やかに拡大している」というのが当時の地域経済でした。こうした中で起きたのが「夕張市の財政破たん」。これには大きく3つの原因があるとされています。

第一の原因は、国のエネルギー政策の転換にともない、炭鉱の閉山が相次いだこと。第二の原因は国が旗振りをしたリゾート開発政策の財政負担。そして第三の原因が国の行政改革「三位一体改革」の影響で地方交付税交付金が削減され、これが致命傷となりました。「国政のツケ」です。これを教訓として、「第二の夕張にならないために」と地方の自立が促されました。同時に都市と地方の税収格差是正論が活発となり、第一次安倍内閣の総務大臣兼内閣府特命担当大臣として地方分権改革を担当していた菅義偉大臣が「ふるさと納税」創設を表明しました。

ふるさと納税については、資金調達が上手くいっている自治体では制度の恒久化を望む一方、住民税の資金流出となっている自治体にとっては頭の痛い問題です。ただ、ふるさと納税は、我が国で唯一納税者が納税先とその用途を指定できる税金であり、納税者の納税意識と納税先に対するモニタリング意識の高まりに貢献することが考えられます。その為、税金を使う側の自治体も、より効果的に税金を使おうと意識を変えざるを得なくなり、その意味ではふるさと納税を通じて国全体としてより効率的な税金使用の意識が高まるという副次的効果が期待できるのではないのでしょうか。また、寄付金控除において2,000円は控除対象外であるため、国全体としては納税額が増えるという効果も持ち合わせている制度なのです。



差出人・連絡先

アルシアコンサルティング株式会社

〒251-0023 神奈川県藤沢市鶴沼花沢町2-3 PHビル2階
TEL: 0466-54-8417 <http://www.arxia.jp/>

掲載内容等に関するお問い合わせは各担当営業まで。
禁無断転載 Copyright Two Way Communications Inc.